

十二	十一	十九	八	七	六	五	四	三	二	一	条件	成十五	省令第三十	国債の発行等	財務省告示第三百十七号
経過利率	発行価格	発行日	振替単位	最低額面金	払込金額	発行額	発行方法	用振替法の適	の法律及びそ	発行の根拠	号	名称及び記	平成十五年五月九日	を次のとおり告示する。	（昭五十七年大蔵省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平成十五年四月二十五日に発行した利付国債の発行
日本郵政公社総裁は、払込金額	年〇・三パーセント	平成十五年四月二十五日	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金の整数倍の金額によるものとす。	五万円	千二百四十四億四千六百八十四万円	額面金額で千二百二十二億円	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四條第三項第五号に規定する簡易生命保険資金による引受け	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四條第三項第五号に規定する簡易生命保険資金に受けるものとし、その振替	成十三年法律第七十五号。以下	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第十一條第一項	回）	利付国庫債券（五年）（第二十五	財務大臣 塩川 正十郎		

の 払 込 み

に 加 え 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し
た 金 額 を 第 十 八 号 に 規 定 す る 期
日 に 払 い 込 む も の と す る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{0.3}{100} \times \frac{36}{365}}$$

十 三 初 期 利 子

平 成 十 五 年 九 月 二 十 日 を 支 払 期
と し 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し た
金 額 を 支 払 う 。 た だ し 、 支 払 期
が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き は 、
そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う (以 下 、
次 号 及 び 第 十 五 号 に お い て 規 定
す る 期 日 に つ い て 同 じ) 。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{0.3}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十 四 第 二 期 利 子 以 後

毎 年 三 月 十 日 及 び 九 月 十 日
を 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お い
て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す る

十 五 償 還 金 限

平 成 二 十 年 三 月 二 十 日
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円

十 六 償 還 金 支 額

日 本 銀 行

十 七 元 利 金 支 所

平 成 十 五 年 四 月 二 十 五 日

十 八 払 込 期 日

平 成 十 五 年 四 月 二 十 五 日